

●遺跡～足元に眠る文化財～

町内にある300か所以上の遺跡は、「埋蔵文化財」と呼ばれる国民共有の財産です。町内には、目にすることができる古墳がたくさん残っていますが、普段は見えない地中にある遺跡も数多く存在しています。これを「埋蔵文化財包蔵地」と言います。

先人たちが生活していた痕跡である遺跡を守ることは、地域の大事な歴史を守ることに繋がります。

工事や住宅の建設などを計画した時は、遺跡を守るために手続きが必要になりますので、詳しくは生涯学習課文化財担当までお問合せください。



安保氏館跡(大字元阿保)
※平成4年発掘調査時

●身近にある遺跡～中道遺跡～

町民の多くの方が学んだ神川中学校。実は中学校周辺の地中に、今から1400～1200年前の古墳時代から奈良・平安時代の人々が暮らしていた集落が眠っています。

この集落は大字新里・中新里にあり、小字名から「中道遺跡」という名前が付けられています。

中道遺跡はこれまでに29回の発掘調査が行われ、約390軒の住居跡が見つっています。このうち約60%が古墳時代のものです。これらの調査の結果、ここに住んでいた人々が、町内に数多く築かれた古墳を造ったことが分かってきました。

今回紹介する写真は、神川中学校の体育館建設前に発掘調査された時のものです。この発掘調査では28軒もの竪穴住居跡が見つかりました。



中学校校舎

校庭

古墳時代の人々が住んでいた家の跡

神川中学校体育館建設前の発掘調査写真

古墳時代の人々が使っていた土器(中道遺跡出土)

神川町の「文化財」について知ろう！

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

●「文化財とは？」

※文化財指定件数は令和3年8月1日現在

「文化財」という言葉を辞書で調べると、「人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産のこと」となっています。

これでは少し難しいので簡単に言い換えると、歴史の中で生まれ育ち、過去と現在をつなぎ未来へと受け継いでいく役割を担う「地域の宝」を文化財と言います。

神川町には国指定5件、県指定5件、町指定27件、県選定3件の文化財の他に、埋蔵文化財や石造物など地域の歴史を物語る資料が数多くあります。それらは皆さんの身近な場所に存在しています。

●神川町の様々な文化財

有形文化財

建造物や美術工芸品(絵画、彫刻、古文書など)



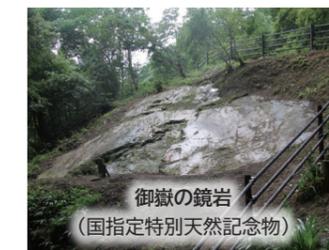
金鑽神社多宝塔
(国指定重要文化財・建造物)



銅造阿彌陀如来立像
(国指定重要文化財・彫刻)

記念物

遺跡や名勝地、動植物など



御嶽の鏡岩
(国指定特別天然記念物)



三波石峡
(国指定名勝・天然記念物)

無形民俗文化財

衣食住や信仰、年中行事などに関する風俗慣習や民俗芸能



有氏神社の盤台祭り
(県指定無形民俗文化財)



八日市の獅子舞



池田の獅子舞

獅子舞
(神川町指定無形民俗文化財)



渡瀬の獅子舞



住居野の獅子舞

●文化財保護の現状

町内には、多くの有形文化財や獅子舞などの無形民俗文化財が伝わっています。それらは地域の方々によって、大切に保存・継承されてきましたが、少子高齢化や意識の多様化などの理由により文化財を守る人たちが減少しています。